

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	15	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望項目名	緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 緑地保全・緑化推進法人（以下「みどり法人」）が市民緑地設置管理計画認定制度に基づき設置した市民緑地の用に供する土地に対する固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置を講ずる。 ・特例措置の適用要件 市民緑地認定制度は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、民間主体が設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、空き地等を地域住民が利用できる緑地（認定市民緑地）として設置管理する制度。 特例措置は、みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地で、当該土地が一定の用途に供する家屋以外の家屋の敷地の用に供されていない、無償貸付又は自己保有のものに限り、緑地の量的拡充又は質的向上に資するものが対象となる。 一定の用途：住宅、学校、認定こども園、老人ホーム、福祉ホーム、保育園、児童福祉施設、診療所、病院、公衆便所、工場又は倉庫 一定の要件：緑化施設の面積が増加など、緑地の量的拡充又は質的向上に資するもの ・特例措置の内容 固定資産税・都市計画税の課税標準を3年間2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。 特例措置の適用要件に定める期限を2年間（令和11年3月31日まで）延長する。		
関係条文	都市緑地法第60条第1項 地方税法附則第15条第31項 地方税法施行令附則第11条第35項 地方税法施行規則附則第6条第69項、第70項及び第71項		
減収見込額	[初年度] — (▲0.6) [平年度] — (▲1.8) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（1）政策目的 財政制約等から地方公共団体による用地取得を前提とした事業だけでは緑地・オープンスペースの確保を進めることが困難であるため、民間主体による緑地・オープンスペースの確保を推進することで、都市の良質な生活環境形成を図る。 （2）施策の必要性 都市における緑地やオープンスペースは、良好な都市環境を形成する上で重要な役割を有する。 一方で、厳しい財政制約等から、地方公共団体による用地取得を前提とした事業だけでは、緑地やオープンスペースの確保を進めることが困難な状況である。 この点、近年、地域の人口減少に伴い生じた空き地や開発事業のプロセスで生じた空閑地を、NP0や地域住民等が、地域に開かれた緑地として整備・管理する取組が広がっており、これらは、地方公共団体の財政負担を抑えつつ、地域に不足する緑地やオープンスペースを確保する上で有効な取組である。 また、G7香川・高松都市大臣会合（令和5年）において、都市における緑地確保の重要性についての認識が共有されるなど、国際的な注目も高まり、民間による緑地確保の機運が拡大しつつあるが、未だその取組は限定的な状況であり、このような民間事業者による取組も推進する必要がある。 こうした中で、市民緑地認定制度は、地方公共団体による計画認定等の一定の関与の下で、空き地の所有		

	者と設置管理者である NPO 等の多様な民間事業者の双方が安心して空き地の利用を図ることができる実効性の高い仕組みであり、これを通じ、民間事業者による、都市公園と同等の機能を果たす良質な緑地やオープンスペースを創出する取組を促進するものである。 このような取組を支援するため、設置管理者である民間事業者に対しては、植栽やベンチ等の施設整備等への財政支援を行っているところであるが、土地所有者にとっては、市民緑地として土地を活用しても十分な収益を得ることが難しく、土地の提供を促すためには、土地保有コストを軽減する仕組みが必要である。 本特例措置は、このような背景の下で創設されたものである。一定程度の地方税の減収を伴うものの、用地取得費や整備費を考慮すれば、地方公共団体が都市公園を新たに整備する場合と比較して、財政負担を軽減しつつ、同等の質を有する緑地やオープンスペースを確保できる仕組みとなっている。また、既に認定された市民緑地は、地域住民に必要なオープンスペースとして活用されており、その有効性も確認されている。以上を踏まえ、本特例措置の適用期限を延長し、引き続き、NPO 等の多様な主体による緑地・オープンスペースの整備・管理を促進することで、ゆとりとにぎわいのあるまちづくりを一層推進していくことが必要である。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○国土交通省政策評価体系上の位置づけ 政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する 業績指標 23 都市域における水と緑の公的空間（制度等により持続性が担保されている自然的環境）確保量 ○「土地基本方針（令和 6 年 6 月 11 日閣議決定）」において、「都市農地の保全や空き地等の緑地としての利用により、コンパクトシティの形成とあわせた良好な生活環境の形成を図る観点から、生産緑地制度や市民緑地認定制度等の活用をより一層推進する」旨が記載されている。 ○「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（令和 6 年 12 月 20 日国土交通大臣決定）」において、「都市における緑地は、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーションの場、良好な都市景観の形成などグリーンインフラとして多様な機能を有しており、都市の住民が健康で文化的な生活をする上で不可欠な基盤である」、「市町村は基本計画を策定して、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度、緑化地域制度等の規制、市民緑地契約制度や市民緑地認定制度、生産緑地制度、税制上の特例措置、国や都道府県の補助等の多様な手段を効果的に活用した、市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、教育・研究機関、民間企業、NPO 法人、住民等と相互に協力し、また必要に応じて行政が先導する形で、計画的かつ積極的に当該措置を講じていくことが重要である」旨が記載されている。
		政策の達成目標	認定市民緑地の累計面積（令和 3 年度以降の認定要件に該当するもの）について、令和 12 年度（2030 年度）までに累計 7.0ha とする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	認定市民緑地の累計面積（令和 3 年度以降の認定要件に該当するもの）について、令和 10 年度までに累計 6.2ha とする。
	有効性	政策目標の達成状況	認定市民緑地の累計面積は、令和 6 年度までの累計では 5.03ha である。令和 8 年度に 0.03ha の認定が見込まれているほか、令和 9 年度以降も 0.43ha の認定が見込まれている。
		要望の措置の適用見込み	（適用件数） 令和 9 年度：1 件 令和 10 年度：1 件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を講じることにより、認定市民緑地としての利用に伴い一定の権利の制限が生じる土地の所有者に税制上のインセンティブを与えることにつながり、空き地等の公共的な活用を推進する効果がある。これにより、地方公共団体の財政負担を抑えつつ、地域に不足する緑地やオープンスペースを確保し、良好な都市環境の形成を図ることができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和 9 年度予算概算要求額 市民緑地等整備事業（社会資本整備総合交付金 6,811 億円の内数）

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、地方公共団体が民間事業者等に対して、認定市民緑地における植栽、ベンチ設置等の施設整備に係る費用を補助する場合に、その一部を国が支援するものである。 一方、本特例措置は、認定市民緑地としての土地の利用により、一定の権利の制限が生じる土地の所有者に税制上のインセンティブを与え、設置管理者による公共的な取組を継続的なものにする 것을 目的として措置されており、施設整備を対象とする予算措置とは明確な役割分担がなされている。
		要望の措置の妥当性	認定市民緑地は、緑化地域（都市計画決定）及び緑化重点地域（緑の基本計画に位置付けられる地域）内の土地に限り設置できるものであり、みどり法人が申請した設置管理計画を市区町村長が認定する手続が必要であることから、特例措置の対象は、特定の地域において特定の者による認定手続を経た範囲に限定される。 また、本特例措置は、空き地等の空間の公共的利用を推進するものであり、公益性が高く、広く全体で負担することが公益性の観点からも妥当である。 なお、市民緑地認定制度を活用した土地所有者に予算措置によって借地料などの補助を継続することは、自治体の財政基盤を圧迫することとなり、一定期間のインセンティブとして税制特例によって措置することが、政策達成のための手段として妥当であり、最小限の措置である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	(単位：(適用件数) 件、(減収額) 百万円) <table><tr><td></td><td>適用件数</td><td>減収額</td></tr><tr><td>令和2年</td><td>7</td><td>349</td></tr><tr><td>令和3年</td><td>5</td><td>349</td></tr><tr><td>令和4年</td><td>4</td><td>513</td></tr><tr><td>令和5年</td><td>3</td><td>179</td></tr><tr><td>令和6年</td><td>3</td><td>183</td></tr></table> 【出典】令和7年3月時点でみどり法人が設置・管理する認定市民緑地をもとに減収見込みを算定		適用件数	減収額	令和2年	7	349	令和3年	5	349	令和4年	4	513	令和5年	3	179	令和6年	3	183
		適用件数	減収額																	
	令和2年	7	349																	
	令和3年	5	349																	
	令和4年	4	513																	
	令和5年	3	179																	
令和6年	3	183																		
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	〔固定資産税〕 ① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用実績（千円）：令和4年度 30,175,700 令和5年度 10,543,687 令和6年度 10,783,744 〔都市計画税〕 ① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用実績（千円）：令和4年度 30,168,714 令和5年度 10,536,701 令和6年度 10,776,758																			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を講じることにより、認定市民緑地としての利用に伴い一定の権利の制限が生じる土地の所有者に税制上のインセンティブを与えることにより、空き地等の公共的な活用を推進する効果がある。これにより、地方公共団体の財政負担を抑えつつ、地域に不足する緑地やオープンスペースを確保し、良好な都市環境の形成を図ることができる。																			
前回要望時の達成目標	市民緑地の認定実績を有する市区町村数について、令和8年度までに累計 12 市区町村とする。																			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	直近3か年度の実績は次のとおり。 令和4年度：1 市区町村 令和5年度：1 市区町村 令和6年度：0 市区町村 のべ：9 市区町村（13 件） 緑地やオープンスペースは収益性が限定的な土地利用であることから、地方公共団体・地権者・管理者間における役割分担や費用負担の調整が難しく、関係者間の合意形成に一定の時間と労力を要することが、活用促進上の課題となっている。 また、本特例措置については、土地の価格水準や利用需要等の地域特性に応じて、インセンティブとしての効果の現れ方に差が生じるため、一定の条件下では有効に機能する反面、地域や用途によっては制度活用に結び付きにくい側面がある。 一方、市民緑地認定制度の活用を予定している案件も複数あり、今後、更なる活用も見込まれるところである。既に計画が認定された市民緑地では、地域住民に必要なオープンスペースとして有効に活用されているところであり、引き続き、地方公共団体や民間事業者等に一層の周知を行い、制度活用に係る目標達成に向けて取り組んでいく。																			
これまでの要望経緯	平成29年度 創設 平成31年度 延長 令和3年度 延長 本特例措置の対象となる土地の敷地の用途の見直し 令和5年度 延長 令和7年度 延長 緑地の量的拡充又は質的向上を要件に追加																			

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置

○自己点検を実施した結果、短期アウトカムである市民緑地として認定された箇所数（平成 30 年度・目標値 5 件）については、平成 30 年度において 7 件であることから目標を達成している。

○また、中期アウトカムである 5 年経過時点の認定市民緑地の継続率（令和 10 年度・目標値 50%）については、令和 6 年度時点で 62%と順調に推移しているが、達成途上にあり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。

○長期アウトカムである認定市民緑地の面積（累計）（令和 12 年度・目標値 7.0ha）については、令和 6 年度時点で 5.0ha と順調に推移しているが、達成途上にあり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。

○本特例措置が存在することで、市民緑地認定制度を活用する際に負担軽減が図られることから土地所有者との合意形成が円滑に進みやすくなり、市民緑地の認定箇所数の増加につながっている。
さらに、市民緑地の認定を契機として、制度運用や管理の実績が蓄積等による市民緑地の継続性や、新たな認定市民緑地の創出による面積の拡大にもつながるなど、緑地・オープンスペースの確保の推進に寄与している。

○以上のことから、本特例措置は、一定の政策効果が認められるため、適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長することを要望する。